

平成28年度第1回東大和市情報公開・個人情報保護審査会会議要録

1 日時

平成28年10月17日（月）午後6時00分から午後7時30分

2 場所

会議棟第1会議室

3 出席者氏名

- (1) 審査会委員 渡邊委員、小林委員、中西委員、池谷委員、古庄委員
- (2) 事務局 広沢総務部長、下村文書課長、伊野宮副参事、星野係長
久保田主事

4 会議の公開・非公開

- (1) 東大和市個人情報保護条例第42条の規定に該当しないため、情報公開条例第30条の規定により会議を公開とした。（傍聴者なし）

5 議事

(1) 開会

会議成立の宣言（審査会規則第3条第2項）
文書課長が会議の成立を報告。

(2) 新任期の委嘱状の交付

市長より交付を行った。
（平成28年10月1日から平成31年9月30日の新任期）

(3) 市長挨拶

(4) 自己紹介（各委員・事務局）

各委員の挨拶、その後、事務局から挨拶をした。

(5) 会長の選出と職務代理者の指名（情報公開条例第21条第6項）

互選により会長を選出。その後、会長より職務代理者を指名。

会長 小林委員

職務代理者 渡邊委員

(6) 新行政不服審査法の施行に伴う審査手続について（説明）

ア 伊野宮副参事が資料1-1、1-2、1-3を基に行政不服審査法の新旧の対比及び新行政不服審査法と2つの新条例（東大和市個人情報保護条例、東大和市情報公開条例）との対比について説明。

イ 質疑

会 長：資料 1－3 にある新条例、新法というのは何を指しているのか

副参事：新法というのは、行政不服審査法を指す。新条例というのは、東大和市情報公開条例と東大和市個人情報保護条例をそれぞれ行政不服審査法の施行に合わせて改正している。このため、この 2 つの改正した条例を指す。

会 長：条例は 2 つあるのか。

副参事：条例は 2 つあるが、内容は同内容の改正である。

会 長：条文番号は、どちらの条文番号なのか。

副参事：情報公開条例の条文番号である。

委 員：資料 1－3 の部分で、旧条例は、特に答申の送付や公表といった最後の部分はなかったようだが、従前は審査請求人に対し、答申の内容は知らせていないのか。それとも規定上の定めていないが、事実上知らせていたのか。

副参事：答申が出るとその後、処分庁による決定の手続きになる。この決定書送付時に、答申書をあわせて送ることになっていた。

委 員：行政委員会の場合の実際の審理は、どのように行なうのか。

副参事：改正行政不服審査法は、処分庁と審査庁とを分けているが、行政委員会は、執行機関という単位で考えると処分庁であり審査庁となる。法文上は現れていないが、行政委員会が審査庁となる場合でも、処分に関与した職員が携わらないようにするのが法の趣旨であるということなので、担当課以外の課が審査庁事務を行うこととなる。

教育委員会の場合でいえば、庶務担当課の学校教育課が審査庁事務を行うように内部調整している。

(7) 審査会運営に関する協議について (審議)

ア 制度の説明

下村文書課長が、情報公開制度及び個人情報保護制度、当審査会の概要について説明。(資料 2 については、後で見てもらう旨説明)

イ 「資料 3」会長の専決事項について (案) 及び「資料 4」会議の運営の細目について (案) (審議)

当審査会の運営に当たり、条例、規則の規定に基づいて運営するが、これらに定められていない事項について、「会長の専決事項」及び「会議の運営の細目」について説明

ウ 質疑

委 員：資料 3 の 1 の (1) のところの「情報公開条例第 23 条第 3 項又は個人情報保護条例第 40 条第 3 項の規定による意見書又は資料の提出の承認というのは、審査請求人の審査会での資料の閲覧を許可す

るかどうかの判断を専決するという事か。

下村課長：（１）についての条文は、「審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。」となっており、審査請求人等の権利について定めている。これについては、審査会に諮ることなく会長の専決として申し出があれば基本的に認めることとしたい。

（２）については、審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しについても審査請求人等の権利であるため、審査会に諮ることなく会長の専決事項として請求を承認することとしたい。

委員：原則として、閲覧させるのでそれに伴う事務について専決事項とするのか。

下村課長：そのとおりである。

委員：見せるか見せないかの判断であるれば、審査会の判断が必要であると考えますが、そういう趣旨であれば問題ないと思う。

会長：第三者の利益を害するおそれがあると認めるときの判断は、会長が行うのか。

下村課長：会長が、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合が有ると判断した場合には、審査会に諮るというのではどうか。

会長：そのほうがいい。

エ 審議結果

「会長の専決事項について」及び「会議の運営の細目について」は承認された。

（８）その他（審議）

ア 「情報公開・個人情報保護審査会等委員交流フォーラム」への参加についてフォーラムへの参加方法について諮った。

イ 質疑

委員：今までは、私が行っていたが、今までどおり会長が行けばいいと思う。

ウ 審議結果

会長が参加することで決定。

（９）閉会の宣言

小林会長が審査会閉会の宣言を行った。